

「特定複合観光施設区域整備法案」(いわゆる「カジノ解禁実施法案」)の国会上程に反対し、廃案を求める会長声明

本年4月27日、特定複合観光施設区域整備法案(以下「カジノ解禁実施法案」という。)が国会に上程された。

当会は、カジノ解禁には、暴力団対策上の問題、マネー・ローンダリングの危険、青少年や児童の健全育成への悪影響があり、とりわけギャンブル依存症拡大の重大な懸念があることなどを理由に、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律(いわゆる「カジノ解禁推進法」)について、慎重審議を求める会長声明(2014年9月24日)や、その成立に抗議し、法律の廃止を求める会長声明(2016年12月15日)を公表してきた。また2016年9月に宮崎市で開催された九州弁護士会連合会定期大会においては「ギャンブル依存症のない社会をめざす宣言」が満場一致で採択されたところ、当会はその後も一貫して、国に対し実効性あるギャンブル依存症対策を求めるとともに、そうした依存症対策がほとんど皆無の現状においてカジノを導入することは許されないとの立場を明らかにしてきた。

しかしながら、今回提出されたカジノ解禁実施法案では、上記弊害の除去、特にギャンブル依存症対策はほとんど期待できない。すなわち同法案は、ギャンブル依存症対策として、入場回数制限を「7日間で3回、28日間で10回まで」とし、入場料を「6,000円」と定めているところ、7日間に3回もカジノ施設に入場することは、もはやカジノに入り浸りともいふべき状況である。政府は、世界最高水準の規制を導入すると繰り返し説明してきたが、例えばシンガポールにおいて、入場回数を最大月8回に制限し、入場料は約8,000円としていることと比較しても、世界最高水準の規制とは到底言えない。

昨年8月に実施された意見募集(パブリックコメント)でも、提出された1,234件のうち、カジノに反対するとする意見が829件にのぼった。また、法案には地域経済の振興への寄与も目的として掲げられているが、前記意見募集ではIR導入による経済効果については93.5%(1,155件)が期待できないという意見を述べ、期待できるという意見はわずか5%(62件)にすぎなかった。そして、各種世論調査でも、カジノ解禁に反対あるいは慎重との意見が賛成意見を圧倒する結果が示されており、国民の理解や納得が得られた状況とは到底言えない。

以上のとおり、この度提出されたカジノ解禁実施法案は、実効性あるギャンブル依存症対策が実施されていない現状において、ギャンブル依存症に苦しむ人をいっそう増加させる恐れが極めて高いと言わざるを得ず、当会は、同法案の国会上程に反対し、その廃案を求めるものである。

2018年(平成30年)5月11日

宮崎県弁護士会

会長 山崎真一朗

